

災害貸付

日本政策金融公庫国民生活事業では、令和元年台風第19号により被害を受けたみなさまを対象とした「災害貸付」をお取扱いしています。

災害貸付 概要

	普通貸付・特別貸付	生活衛生貸付
ご利用 いただける方	令和元年台風第19号による災害により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方 1 災害により直接被害を受けた方 2 前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方	令和元年台風第19号による災害により被害を受けた生活衛生関係の事業者の方または生活衛生同業組合等（以下「組合等」という。）で、次のいずれかに該当する方 1 災害により直接被害を受けた方 2 前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方 3 前1、2に該当する方の営業復旧・再開のため共同購入事業を行う組合等
資金の お使いみち	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金	1 被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金 2 被災した生活衛生関係の事業を営む方の営業復旧・再開のために組合等が必要とする共同購入運転資金
ご融資 限度額	各融資制度のご融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額	一般貸付または振興事業貸付のご融資限度額に1災害につき3,000万円（組合等は5,000万円）を加えた額
ご返済期間	普通貸付：10年以内[うち据置期間2年以内] 特別貸付：各融資制度に定められたご返済期間内[うち据置期間は各融資制度に定められた期間内]	運転資金：10年以内[うち据置期間は各融資制度に定められた期間内] 設備資金：各融資制度に定められたご返済期間内[うち据置期間2年以内]
利率(年)	各融資制度に定められた利率	各融資制度に定められた利率
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます	

※ ご返済期間などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合があります。

くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

株式会社日本政策金融公庫 佐野支店

〒327-0022

佐野市高砂町2806-1

TEL : 0283-22-3011

FAX : 0283-22-6248

主な融資制度

1 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（注）このたびの台風により住居に被害を受け、市町村等から災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置（融資期間の延長等）を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

2 農林漁業者向け

	農林水産事業	
適用できる制度	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金（災害）
資金の使いみち （※1）	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融資限度額	負担額の80%又は1施設あたり300万円（特例1施設あたり600万円（※2））のいずれか低い額	（一般）600万円 【特認（※3）】年間経営費等の6／12以内
融資期間（うち据置期間）	15年以内（3年以内）	10年以内（3年以内）

（※1）災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「り災証明書」が必要となります。

（※2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

（※3）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。